

京都府公立大学法人会計規則（平成20年4月1日京都府公立大学規則第2号）第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

また、本公告は、入札説明書を兼ねる。

令和4年7月1日

京都府公立大学法人 理事長 金田章裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府立医科大学附属病院看護服等貸借業務
- (2) 貸借物品の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 貸借期間
令和4年12月1日から令和9年11月30日までの間
- (4) 納入場所
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学及び附属病院

2 契約条項及び入札関係書類を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所
ア 日時 令和4年7月1日（金）から
イ 場所 京都府立医科大学ホームページ上に掲載
- (2) 契約者 京都府公立大学法人 理事長 金田章裕
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地
京都府立医科大学事務局経理課調達係
電話番号 075-251-5220
ファクシミリ番号 075-251-5205

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (4) 京都府公立大学法人における物品買入等契約に係る取引停止等の措置要領第3条による取引停止中の者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府の令和元年～3年度（令和元年8月～令和4年7月）の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格を得ている者。
なお、本資格を有しない者については、5の(2)のキに定める書類を提出の上、資格確認を受け、資格を有すると認定された者であること。
- (2) 5に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の物品又は役務の調達契約に係る指名停止とされていない者であること。
- (3) 当該物品のいずれか又はこれと同等の品質を有する同規格の物品を同規模で概ね400床以上の病院に納入した実績を有し、かつ、納入期限までに確実に納入することでき、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準を満たしている者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の受付

ア 提出期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）午後4時30分まで
（持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日並びに平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

2の(3)に同じ。

ウ 提出方法

確認申請書及び確認資料を郵送（郵便書留等配達記録が残る方法を用いるものとする。）又は持参により提出すること。

(2) 確認資料

確認資料は、日本語で記載された次の資料とする。

ア 4の(1)の京都府の審査結果通知書の写し

イ 納入実績書

ウ 法人にあっては、商業登記簿（履歴事項全部証明書。証明日から3箇月以内のもの）

オ 4の(1)の資格を有しない者は、アに代えて以下の書類を提出すること。

(ア) 3の入札に参加できない者に該当しないことを誓約する誓約書

(イ) 3の暴力団員等に該当するか否か照会するに当たり必要な役員等調書

- (ウ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
- (エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (オ) 取引使用印鑑届
- (カ) 権限を営業所長等に委任する場合は委任状
- (キ) 法人にあつては、申請締切日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び余剰金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- (3) 確認資料等に関する質問
 - ア 本入札公告及び(2)の資料等について質問がある場合は別添質疑書（質問書）様式により、令和4年7月7日（木）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）までに、2の(3)の場所に提出する。
 - イ アの質問があつた場合は、令和4年7月11日（月）までにファクシミリ等により回答する。
 - なお、当該回答は、仕様書の一部として、入札条件とする。
 - また、入札に参加を希望する者すべてに同内容を回答する。
- (4) 入札参加資格の確認通知

確認申請後の受付後、京都府立医科大学は、令和4年7月20日（水）までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を送付する。
- (5) その他

確認資料の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札手続等

- (1) 入札の方法
 - ア 郵便による入札とする。入札書は(2)の期限までに、郵送（郵便書留等配達記録が残る方法を用いるものとする。）又は持参により提出すること。
 - イ 入札は、代表者名で行う。
 - ウ 入札書を封入する封筒は二重封筒とする。
 - 中封筒に入札書を入れ、かつ中封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を表示するとともに、「7月26日開札 看護服等の賃貸借業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印する。
 - また、表封筒にも「7月26日開札 看護服等の賃貸借業務入札書在中」と記載する。
 - エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札を希望しない場合には、辞退届を持参又は郵送により事前に提出することにより、入札に参加しないことができる。
- (2) 入札書の提出期限及び提出先
 - ア 提出期限

令和4年7月26日（火）午前10時まで（持参の場合、日曜日、土曜日及び休日並びに平日の正午から午後1時までを除く。）
 - イ 提出先

2の(3)に同じ。
- (3) 開札日時

令和4年7月26日（火）午前10時

(4) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書の引換等

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 不公正な入札

入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(7) 入札・契約関係書類の説明

入札者は、本入札公告兼入札説明書並びに契約書（案）及びその他の添付書類（以下「入札・契約関係書類」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札・契約関係書類に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後、入札・契約関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は税抜とし、搬入費・環境設定費用等納入場所への引渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とすること。

(9) 開札

開札は、2の(3)に掲げる日時において、入札事務に関係のない当学職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 3及び4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書及び確認資料を提出しなかった者のした入札

ウ 確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ 5に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

ク 1の(2)に掲げる賃貸借物品の特質等の条件を満たさない物品により入札をした者のした入札

ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

コ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当学職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(12) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書の作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

契約者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

免除する。

10 その他

(1) 1から9までに定めるもののほか、京都府公立大学法人会計規則等の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 入札の延期等の措置を講じる場合は、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(4) この公告に係る調達に関し、京都府公立大学法人政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成31年2月1日京都府公立大学法人要綱32号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。